

諸外国の公的扶助制度の比較

国名	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本
制度名称	所得補助	積極的連帯収入 (RSA)	社会扶助	社会扶助	貧困家族一時扶助 (TANF)	生活保護
対象者	○16歳～59歳	○低所得者で18歳以上	○生活に困窮する者(年齢制限なし)	○18～64歳	○未成年(概ね18歳未満)の児童、妊婦のいる貧困家庭	○生活に困窮する者(年齢制限なし)
給付内容	○生活費は現金給付 ※住宅・介護・医療は他の制度で対応	○生活費は現金給付 ※住宅・介護・医療は他のサービスで対応	○生活費、住宅費は現金給付 ○医療・介護は必要なサービスを提供	○生活費、住宅費は現金給付 ※医療・介護は他のサービスで対応	○給付形態(現金給付、所得税額軽減)や給付水準は州によって異なる	○生活費・住宅費は現金給付 ○医療・介護はサービス給付
所管省庁	○雇用年金省	○連帯・社会団結省	○連邦労働・社会省	○社会省	○連邦 保健福祉省	○厚生労働省
給付実施機関	○ジョブセンタープラス(国の機関)	○県(給付事業全体管理) ○家族手当金庫及び農業社会共済(支払い事業)	○州、郡、市	○コミュン(市)	○各州	○都道府県・市等
財源	○全額国庫負担	○県	○連邦政府:6% ○州:15.5% ○郡・市:78.5%※2008年実績	○コミュン(市)	○連邦及び州の一般財源(連邦は州に補助金交付)	○国:3/4 ○都道府県・市等:1/4
基準設定	○全国统一基準 ※法令に規定 ※地域差なし	○全国统一基準 ※政府が基準改定 ※地域差なし	○連邦政府は全国標準を示す ○州・市は独自の基準を設定 ※法令に規定	○食費、医療費相当は全国统一基準 ○住宅費、電気代相当は各コミュン(市)が設定	○連邦が基本的枠組みを定め、制度の詳細は州で決定	○全国统一基準 ※政府が決定 ※地域差を反映
所得調査	有	有	有	有	有(州が独自基準を設定)	有
資産調査	有	無	有	有	州が独自基準を設定 ※オハイオ州は資産制限なし	有
就労支援	実施機関	○ジョブセンタープラス(国の機関)	○雇用エージェンシー(旧連邦雇用庁)	○コミュン(市)	○連邦及び各州	○都道府県・市等とハローワーク
	内容	○国の機関であるジョブセンタープラスが福祉関連給付と個別就労支援を一体的に行っている。	○県と受給者が社会参入契約を締結し、就職関連活動を義務づけ(契約内容を遵守しない場合には保護停止)。 ○県の状況に応じ、職業紹介を所管している雇用局や、その他社会復帰支援機関などの協力機関が支援。	○雇用エージェンシーとの間で統合協定を締結し、就労支援サービス(職業相談、職業訓練等)や現金給付を受ける。	○財源はコミュン(市)が負担。 ○拒否時には保護停止。	○TANF自体が就労促進目的を有し、給付開始から2年以内の就労義務づけ、60ヶ月の受給制限、受給者の就職関連活動の義務づけあり。
備考	○従来、稼働年齢にある低所得者向け給付は社会保険(国民保険)を原則とし、その受給権がない者に限って公的扶助(所得補助)を受給するという仕組みを取ってきたが、様々な給付がはぎに創設され、制度が複雑化したことから統合化の動きがある。	○複雑になっていた社会復帰希望者に対する支援を一本化するとともに、従来の扶助の対象となっていない低所得者労働者にも補足的な給付を支給するため、2009年に新制度へ移行。 ○金銭的援助をしながら社会的弱者を労働市場に組み入れることが優先課題とされている。	○失業者や社会扶助受給者に対する財政支出の増大、また就労促進支援について対人サポートを行う人材の育成・確保などの課題がある。	○社会サービス法により、コミュンが社会保障の最終責任を負うとされている。	○その他の主な扶助 ①補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者を対象に現金給付 ②メディケイド 低所得者を対象とした医療扶助 ③フードスタンプ 低所得者を対象に食料・生活必需品購入用カード支給	○保護受給中の勤労収入を積み立てる「就労自立給付金」制度や不正受給対策を盛り込んだ生活保護法改正案が平成25年通常国会に提出されたが、審議未了で廃案となった。